

兄弟姉妹遺留分の存廃

—台湾民法の改正草案と日本法との比較—

現代社会における家族形態の変化に伴い、兄弟姉妹間の関係性は、従来に比べ希薄化している。このため、兄弟姉妹間の遺留分制度は、「被継承人の意思と遺言の自由に合致しているのか」について、これまでも社会的関心の高い議題となっていた。そこで、台湾法務部は 2025 年 9 月 23 日に本事項を検討課題として取り上げ、2026 年 6 月 2 日に「台湾民法相続編一部改正草案」を公表し、兄弟姉妹の遺留分を削除するとともに、これに関連する補完措置について新設することを予告している。本稿では、法務部による台湾民法の改正草案の包括的な説明を踏まえ¹、今回の改正の主な内容を紹介するとともに、日本法との比較を行う。

一、台湾民法第 1223 条第 4 号「兄弟姉妹の遺留分」の削除

台湾の現行民法第 1223 条第 4 号は、「相続人の遺留分は、次の各号の定めるところによる。四、兄弟姉妹の遺留分は、その法定相続分の三分の一とする」と規定しているものの、家族構成の変化に伴い、兄弟姉妹間における相互扶助の機能は低下している。被相続人に配偶者及び兄弟姉妹のみが残されている状況において、なおも配偶者と兄弟姉妹が共同で遺産を相続することを求めるのは、現代の家庭における実際のニーズ及び被相続人の財産分配に対する期待に必ずしも合致するとはいえない。また、各国の立法例を参照しても、「兄弟姉妹の遺留分」に関する規定を設けていない国が多数を占めている。以上の理由により、本号を削除することが提案されている。²

二、台湾民法第 1149 条「遺産の酌給」規定の改正

現行の台湾民法第 1149 条では、法定相続人ではないものの、被相続人から生前に継続的な扶養を受けていた者に対し、遺産の一部を与える「遺産

¹ [法務部プレスリリース](#)内添付ファイル「民法相続編一部改正草案の包括説明及び新旧条文対照表」を参照。

² 注釈 1 の添付ファイル 1 頁及び 7-8 頁参照。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

の酌給」制度として「被相続人が生前において、継続して扶養していた者については、親族会議により、その受けていた扶養の程度及びその他の関係に応じ、遺産を斟酌して与えなければならない。」と規定している。

通説及び実務見解によれば、台湾民法第 1149 条に基づく請求権の主体は、非相続人に限られる。したがって、兄弟姉妹の遺留分に関する規定を削除した場合、生前に継続して被相続人から扶養を受けていた兄弟姉妹が、被相続人の死亡後において扶養を失い、かつ、遺言による遺産の取得をせず、又はその取得額が著しく不相当であることから、生活が困窮に陥ってしまうおそれがある。兄弟姉妹の基本的生活を保障し、かつ「遺産の酌給」制度が有する「死後扶養」としての社会的機能を考慮し、相当な遺産の分与を請求する権利を認めることが適切であると思われる。そこで、本条の規定を改正し、被相続人の生前において、継続して扶養を受けていた相続人について、上記のような事情がある場合には、「遺産酌給」に関する規定の準用を認めることとする。また、分与する遺産の限度額、方法及び時効の規定についても併せて追加し、衡平を図るものとする。³

三、台湾民法第 1173-1 條「特別の寄与」及び同法第 1173-2 條の時効規定の新設

各相続人間の実質的な平等を図るために、台湾民法改正草案では、第 1173-1 條を以下の通り新設する。

「相続人の中に、被相続人の事業に対して労務の提供又は財産上の給付があった、被相続人に対し療養看護を行っていた、又はその他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、当該特別の寄与の価額を相続開始の時に被相続人が所有する財産から控除し、相続財産とする。(第 1 項)

前項の特別寄与の価額は、遺産の分割において、当該相続人の相続分に加算するものとする。(第 2 項)

被相続人の財産の維持又は増加について、既に相当な報酬を受け、又は報酬の約束があった場合、前二項の規定は適用しない。(第 3 項)」

特別の寄与とは、通常 of 扶養の程度を超える提供をいう。例えば、無償で被相続人に対する療養看護を行い、又はわずかな給与の受領のみで家族

³ 注釈 1 の添付ファイル 3-5 頁参照。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

事業に従事していたなどがあげられる。⁴また、相続関係が不確定な状態となることを防ぐため、台湾民法改正草案第 1173-2 条として時効に関する規定を新設し、相続開始から 5 年を経過した遺産分割については、同草案第 1173 条に定める特別受益の持戻し及び同草案第 1173-1 条に規定する特別寄与の規定を適用しない旨を明確化する。

四、日本法との比較

(一) 兄弟姉妹の遺留分

日本民法第 1042 条は、直系卑属、配偶者、父母及び祖父母に限って遺留分権利者とし、傍系親族である兄弟姉妹には及ばない旨を定めている。今回の改正もこれに基づくものである。

(二) 特別の寄与

今回台湾民法の改正草案において新設された第 1173-1 条に定める特別寄与に関する規定は、日本民法第 904-2 条の規定を参考にしたものであり、両者の内容は概ね同様である。ただし、台湾の改正草案はドイツ民法も参酌し、同条第 3 項において、被相続人の財産の維持又は増加について、既に相当の報酬を受け、又は報酬の約束があった場合には、特別寄与に関する規定を適用しない旨を明定しており、これは、日本民法にはない規定である。

また、特別寄与の価額及び範囲の制限については、今回の改正では言及されていないが、日本民法第 904-2 条第 3 項においては、「寄与分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない」と定められている。さらに、同条第 4 項では、特別寄与分の請求時期について、遺産分割時（日本民法第 907 条第 2 項に基づく遺産分割の訴え）に請求することができるほか、別途、認知された者が相続開始後に分割を請求する場合（日本民法第 910 条に基づく遺産の開始後認知によって相続人になったものが、遺産の分割を請求する場合）にも請求し得ることが明定されているが、これらについても今回の台湾の改正では具体的に取り入れられていない。

⁴ 注釈 1 の添付ファイル 5-7 ページ参照。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

最後に、台湾民法改正草案第 1173-2 条は、「相続開始から 5 年を経過した遺産分割については、特別寄与の規定を適用しない。ただし、相続開始後 5 年以内において相続人が既に家庭裁判所に遺産分割の申立てを行った場合、又は相続開始後の 5 年の期間満了前 6 か月内において、相続人に民法第 1165 条第 2 項に定める遺言による遺産分割禁止の状況又はその他不可抗力の事由がある場合には、この限りでない」と規定している。台湾の 5 年という規定に比べ、日本民法第 904-3 条本文及びただし書では、いずれも 10 年と規定しており、台湾よりも長く設定されている。



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。